お申し込みのご案内(要約)※お申し込み際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

1.募集型企画旅行契約
1)この旅行は、ラド観光株式会社(以下「当社」という)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約をすることになります。
2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2.旅行契約のお申込み・ご予約
1)①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社ら」といいます。)のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の方法にてお客様からの旅行契約のお申込みまたはご予約を承ります。
2)当社らは、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約のお申込みを受付けることがあります。この場合契約はご予約の時点では成立しておらず当社らが電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いまたは会員番号(クレジットカード番号)を通知していただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合または会員番号(クレジットカード番号)を通知されない場合は、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。
3)申込金の額は以下の通りです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取扱いいたします。

(おひとり様)

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

3.お申込み条件
1)20歳未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。
2)特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
3)旅行のお申込み時に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、障害をお持ちの方などで特別の配慮が必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。
4)通信契約の場合、お客様のクレジットカードが無効であるなど、お客様が旅行代金などを提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、お申込みをお断りする場合がございます。

4.旅行契約の成立時期
1)当社とお客様との旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものといたします。
2)電話または、ご来店ではなく、ファクシミリ、電報、テレックス、Eメール及び郵便などにてお申込みまたはご予約をなされた場合は以下の時点で成立といたします。
①事前に申込金のお支払いがあったときは、当社らが承諾した旨の通知を発したとき。
②事前に申込金のお支払いがないときは、当社らが申込金を受理した後に当社らが承諾した旨の通知を発したとき。

5.契約書面と最終旅行日程表のお渡し
当社らはあらかじめお客様に、集合時間・場所、利用する運送機関、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し方法には郵送を含みます。

6.旅行代金のお支払い
旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。尚、14日前以降にお申込みされた場合は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにいただきます。

7.旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃、宿泊費、食事代、観光料金、消費税等諸税、サービス料・コース内で含まれる旨表示したもの等。

8.旅行代金に含まれないもの
その一部を例示いたします。
コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報・電話等の個人的性質の諸費用、それに伴う税(消費税等諸税)・サービス料。

9.旅行契約の内容変更
当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむ得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

10.お客様による旅行契約の解除
(1)旅行開始前の解除
ア)お客様は、第11項に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、解除の申し出は当社の営業時間内にお受けいたします。
イ)お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
a.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
b.当社らが、お客様に対し、第5項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
c.当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
ウ)当社らは本項「(1)の(ア)」により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻しいたします。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の(イ)」により旅行契約が解除されたときには、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)を全額を払戻しいたします。
(2)旅行開始後
お客様の責に帰さない事由により旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービスの提供にかかる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち不可能となった旅行サービス提供にかかる部分から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

11.取消料
(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をいただきます。尚、複数人数でご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

国内旅行に係る取消料(下段は朝発日帰り)

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日	旅行開始日	旅行開始後の解除
	21日前まで	20日~8日前まで	7日~2日前まで	前日	当日	無連絡不参加
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※マイカープランの場合も上記取消料が適用されます。(初泊日が基準となります)
(2)オプショナルプランも上記の取消料が別途適用されます。
(3)当社の定める申込み期限内に、お客様のご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程中の一部を変更をされる場合にも取消とみなし、上記の取消料が適用されます。

12.当社による旅行契約の解除
(1)旅行開始前
当社は次にあげる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
a.お客様が当社があらかじめ明示した性別、年令、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b.お客様の病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
c.お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
d.お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e.お客様の人数が、募集パンフレットまたはホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
f.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しない時、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
g.天災地変、運送、宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
(2)旅行開始後
旅行開始後であっても当社は次にあげる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
a.お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施する為の添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
b.天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行の継続が不可能になったとき。

13.旅行代金の払い戻し
当社はお客様に対し払戻しすべき金額が生じた時は、次の通り払い戻しいたします。
(1)旅行開始前の旅行契約解除による払戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。
(2)旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
(3)クーポン類の引き渡し後の払戻しについてはお引渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には旅行代金の払戻しができないことがあります。

14.当社の責任
(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。(手荷物については、損害発生の翌日から起算して14日以内/おひとり様15万円を限度)
(2)お客様が次に掲げる理由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
①天災地変、気象条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
②運送・宿泊機関の事故若しくは火災、サービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。③官公署の命令、または伝染病による隔離④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不通、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮
(3)当社は運送・宿泊機関等の事故によってお客様が損害を被られても、その責任を負いません。

15.特別補償
当社は第14項-1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否か問わず、当該旅行契約約定特別補償規程で定めるところにより、当社が実施する国内募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害につきましてはあらかじめ定められた補償金及び見舞金をお支払いいたします。

16.お客様の責任
お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

17.旅程保証
a.当社は、別紙に定める契約内容の重要な変更が生じた場合は、別表に記載する率(1%~5%に相当する額)を乗じた額の変更保証金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払い致します。(お客様ご了承のうえ、同額の品物・サービスの提供になる場合があります。)
b.天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命・身体の安全の確保の為の必要な措置、前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除された部分にかかる変更の場合はこの限りではありません。
C.変更保証金の額は、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は「お支払い対象旅行代金」の15%を限度とします。(ひとつの旅行契約に基づきお支払いする変更保証金の額が1,000円未満の場合はお支払い致しません。)

18.旅行条件・旅行代金の基準日
当該旅行条件は、2011年10月1日を基準としています。又、旅行代金は2011年10月1日現在の有効な運賃・料金を基準として算出しております。

19.個人情報の取扱いについて
(1)当社及び募集パンフレットに記載の受託旅行業者(以下「取扱旅行会社」といいます。)は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。※この他、当社及び取扱旅行会社では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがございます。
(2)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業案内、商品及び催し物内容などの案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがございます。なお、当社グループ企業の名称、プライバシーポリシー、及び個人情報取扱管理者の氏名については、当社ホームページ (http://www.rado.co.jp)をご参照ください。
(3)当社は、旅行先でのお客様のお買い物などの便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを守秘義務契約を締結した土産物店に提供することがございます。この場合、お客様の氏名、搭乗日、搭乗される航空便名などにかかわる個人データを、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社のお問い合せ窓口あて、出発前までにお申し出ください。

20.その他
1)お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
2)天候等の不可抗力によりバスなどの運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様負担となります。
3)子供代金は、特に注釈がない場合は、満3歳以上~12歳未満のお子様に適用となります。
4)宿泊施設等において、お客様が酒類・料理・その他のサービスを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられます。
5)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

旅行企画・実施　全国旅行業協会会員
ラド観光株式会社
〒530-0004 大阪市北区堂島浜2-1-11　山要ビル2F
観光庁長官登録旅行業 第1650号
■ラド観光(株)ホームページ
http://www.rado.co.jp

●ツアーセンター営業受付時間 ※但し、1月1日~3日までは13:00~17:00
全日 /10:00~18:30

国内旅行損害保険加入のおすすめ 安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられることをおすすめします。

●お申し込み・お問い合わせ　受託販売　総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引きに関する責任者です。この旅行契約に関し、ご不明な点があれば、ご遠慮なく下記の取扱管理者にお尋ねください。

その他ご案内

☆バスプランでお申込の方へのご案内・ご注意

1. シャトルバス下車の際もしくは、現地バス停で下車の際に、同じメーカーの他人の荷物との取り違いが急増しております。お荷物にはご自身の物とわかる目印をお願いいたします。
2. 集合場所がわからない、出発時間になってもバスが来ない等の場合は当社下記緊急連絡先までご連絡ください。

【ラド観光緊急連絡先】TEL 06-6345-5410(18:30~23:20)
※ツアーの申込・変更・取消等に関する事はお答えいたしかねますのでご了承ください。

☆マイカープランでお申込の方へのご案内・ご注意

1. 宿泊券等については、現地宿泊先にてのお渡しとなります。お申込先にて現地までの地図と参加券(本紙代用可)をお渡しいたしますので、直接現地宿泊先にお越しください。
2 .現地駐車場の確保についてはお客様各自にてお願いいたします。(有料駐車場利用の際はお客様負担となります。)
3. 当日およその到着時間は宿泊先にご連絡することをお勧めいたします。またチェックイン時間等が遅くなった場合は夕食サービスを受けられない場合もございます。(その際の払戻し・ご返金はいたしかねます。)

受託営業所	

備考

企画・実施会社:ラド観光株式会社
TEL 06-6345-5671(10:00~18:30)
TEL 06-6345-5410(18:30~23:20)
※但し、1月1日~3日までは13:00~17:00